

中央区立学校
学校評価ガイドライン

(最終報告)

平成25年 3月

中央区教育委員会

目 次

I	はじめに	1
II	学校評価システムの概要	2
1	学校評価の目的	2
2	学校評価システムについて	2
	(1) 目標の設定 (学校重点目標)	
	(2) 自己評価	
	(3) 自己評価を踏まえた外部評価 (学校関係者評価・第三者評価)	
	(4) 自己評価及び外部評価の結果の報告と公表	
	(5) 学校設置者による支援・改善	
III	評価の手順と留意点	6
1	自己評価	
	(1) 重点目標の設定	
	(2) 評価項目・評価指標の設定	
	(3) 取組等の情報提供	
	(4) 評価資料の収集と評価	
	(5) 自己評価報告書の作成	
2	外部評価 (学校関係者評価・第三者評価)	10
	(1) 学校関係者及び第三者評価者による外部評価	
	(2) 外部評価委員会の構成	
	(3) 目標設定の説明及び共通理解	
	(4) 学校の自己評価に基づいた外部評価 (学校関係者評価・第三者評価)	
	(5) 外部評価報告書の作成と公表	
IV	評価結果の公表	13
V	教育委員会における支援及び指導	13
VI	学校評価の実際	14
1	小学校における学校評価の進め方	14
2	中学校における学校評価の進め方	27
3	幼稚園における学校評価の進め方	40

I はじめに ～中央区立学校における学校評価～

中央区では、「中央区の教育を考える懇談会 報告書」（平成 16 年 1 月）において、目指す子ども像を「多様で変化に富んだ時代に希望をもって、主体的、意欲的に生き、将来を創造することのできる子ども」と定義しています。また、「中央区学校教育検討会 報告書 ―中央区における新しい学校・学校教育像の構築に向けて―」（平成 18 年 2 月）には、地域に開かれた学校づくりとして、学校評議員制度、学校評価制度が示されています。さらに、「中央区教育振興基本計画」（平成 22 年 3 月）を策定し、概ね今後 10 年間を通じ「本区がめざす教育の方向性」を掲げ、幼児期から小・中学校までの学びの連続性を踏まえた質の高い教育の展開を図っています。

このように、中央区が目指す子ども像を実現させ、保護者や地域の信頼に応えた質の高い教育を提供していくためには、教育活動や学校運営の状況についてその成果を検証し、必要な支援・改善を行うことが重要です。また、学校が適切に保護者や地域へ説明責任を果たし、学校の状況についての共通理解をもち、相互の連携協力を図ることも求められています。

平成 19 年に学校教育法が一部改正され、学校は、教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることとされており、学校及び設置者が学校運営の成果の検証や改善を図ること、評価結果等を広く公表することが定められました。

中央区教育委員会では、平成 19 年度に学校評価準備委員会を設置し、特に自己評価及び学校関係者評価とその公表について検討を行い、中央区における学校評価システムを構築しました。

第三者による外部評価については、「学校評価ガイドライン」〔平成 22 年改訂〕（平成 22 年 7 月 文部科学省）により第三者評価の在り方が示されたことを受けて、平成 23 年度に「学校評価あり方検討会」を設置し、中央区における第三者評価の在り方について検討を始めました。さらに平成 24 年度に「学校評価システム検討委員会」を設置して、従前の「中央区立学校 学校評価システムガイドライン（中間報告）」を基にして、第三者評価の在り方を含めて、評価項目や評価規準の見直しを行いました。

そして、その検討結果を踏まえて、中央区における学校評価システムを再構築し、教育委員会と学校が協力し合い効果的に教育活動を機能させ、子どもたちがよりよい学校教育を享受できるよう取り組んでいきます。

本ガイドラインによる第三者評価を含んだ「外部評価」は、平成 25 年度においては一部学校で試行実施し、全校における本格実施は平成 26 年度からとします。

指定された学校のほかは現行の「学校関係者評価」として実施します。

【参考】

学校教育法の一部改正（平成 19 年 6 月 27 日公布・12 月 26 日施行）

第 42 条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第 43 条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

※これらの規定については、幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等にも準用されており、適用される。

学校教育法施行規則の一部改正（平成 19 年 10 月 30 日公布・12 月 26 日施行）

第 50 条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。＜自己評価とその公表＞

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第 50 条の 2 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。＜学校関係者評価＞

第 50 条の 3 小学校は、第 50 条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により、評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

※これらの規定については、幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等にも準用されており、適用される。＜評価結果の設置者への報告＞

II 学校評価システムの概要

1 学校評価の目的

学校評価の目的は次の 3 点とします。

- (1) 各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さについて評価することにより、組織的・継続的に改善すること。
- (2) 各学校が、自己評価及び外部評価（学校関係者評価・第三者評価）の実施とその結果の説明・公表により、保護者、地域住民から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。
- (3) 各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講ずることにより、一定水準の教育の質を保障し、その向上を図ること。

2 学校評価システムについて

中央区立学校における学校評価のシステムは、「自己評価」「外部評価（学校関係者評価・第三者評価）」の 2 つの側面から実施します。また、評価結果に基づいて改善を行っていく際に、設置者等による支援・改善は大変重要であり、評価システムの一つとして位置付けていきます。

(1) 目標の設定（学校重点目標）

学校が、教育活動その他の学校運営について、目標（Plan）実行（Do）評価（Check）改善（Action）という PDCA サイクルに基づき、その成果を検証して継続的に改善していくためには、目標を設定することが重要です。校長の学校経営方針に基づき、その年度の教育計画として教育課程を編成して教育委員会に提出し、学校運営及び教育活動を行い、評価を行う一方で、こうした教育計画がより実効性のあるものとしていくためには、学校全体の教育目標（全方位的な目標設定）とともに、目指すべき成果やそれに向けた目標の重点化を図り、具体的に設定する必要があります。また、その達成状況や達成に向けた取組の状況を把握するための指標を設定し、評価していくことが重要です。

そこで、重点とする目標等については、全教職員がそれを意識して取り組むことができるよう、学校の特色や課題に応じて精選し、数値目標や状況が明確に把握できるなど、より分かりやすい工夫をして設定します。

目標設定については、年度の初めに教育委員会に報告するとともに公表し、期待する成果について説明していきます。

(2) 自己評価

自己評価とは、校長のリーダーシップの下で、全教職員が参加しあらかじめ設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等を検証して、学校教育の成果の説明と今後の教育活動及びその他の学校運営の改善に活用することを目的として行われるものです。自己評価は、学校評価の中核となる最も重要なものです。

自己評価を行うに当たっては、これまで各学校が行ってきた教職員による学校評価とともに、児童・生徒、保護者、地域住民から寄せられた具体的な意見や要望、児童・生徒による授業評価、保護者や地域住民に対するアンケートの結果を活用し、さまざまな角度から日常的・組織的に情報収集・整理し、具体的な指標に基づいて分析等を行い、教職員間で共有するとともに改善を図っていきます。

評価結果は、自己評価報告書としてまとめ外部評価委員会及び教育委員会に報告します。

(3) 自己評価を踏まえた外部評価（学校関係者評価・第三者評価）

学校関係者評価の目的は、教職員以外の者で当該学校と密接な関係のある保護者やPTA役員、学校評議員、地域住民などが、自己評価結果を評価すること等を通じて、自己評価の客観性・透明性を高めるとともに、学校と家庭・地域が学校の現状と課題について共通理解を深めて相互に連携を促し、教育活動及びその他の学校運営の改善に協力して当たることを目的としています。

本区においては、平成 17 年度から実施されている学校評議員制度を活用して、各学校の教職員以外の保護者や学校関係者などの評価者により構成された評価委員会を設置します。評価委員は、学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、具体的かつ明確な目標等に関する自己評価結果を踏まえて評価を行っていきます。保護者等にも理解しやすい内容を中心として、評価を通じて学校に新たな気付きをもたらすとともに、相互理解を深めて連携を促し、今後の改善に協力して当たることを目指すものとしていきます。

各学校は、評価結果について自己評価報告書を基盤としながら外部評価報告書に取りまとめていきます。

また、第三者評価は、当該学校及び学校設置管理者に直接関わりをもたない大学や教育

研究機関の職員、有識者などの専門家等による客観的・専門的立場からの評価を行うことにより、自己評価及び学校関係者評価では不足する部分を補い、学校やその設置者による学校運営の改善を促すことを目的として行われるものです。また、第三者評価を導入することにより、学校自ら学校運営を改善し、その教育水準の向上を図るとともに、適切に説明責任を果たして保護者や地域住民の理解と参画を得た学校づくりを進めていくため、自己評価や学校関係者評価に加えて、学校評価全体の充実を図ることができます。

具体的な実施体制は、「学校評価ガイドライン」〔平成22年改訂〕（平成22年7月 文部科学省）において、地域や学校の実情等に応じて、以下の3つが示されています。

- (ア) 学校関係者評価者の中に、学校運営に関する外部の専門家を加え、学校関係者評価と第三者評価の両方の性格を併せ持つ評価を行う
- (イ) 中学校区単位などの、一定の地域内の複数の学校が協力して、互いの学校の教職員を第三者評価者として評価を行う
- (ウ) 学校運営に関する外部の専門家を中心とする評価チームを編成し、評価を行う。

中央区立学校における第三者評価の在り方については、平成20年度から運用している「学校評価システム」の現状と、地域に密着している本区の学校の特徴を踏まえ、上記の(ア)の実施体制を参考にして、学校関係者評価の評価者の中に学校運営に関する外部の専門家を加えて、学校関係者評価と第三者評価を合わせた「外部評価」として実施し、自己評価及び学校関係者評価結果等を資料として活用しつつ、専門的・客観的立場から評価を行っていきます。

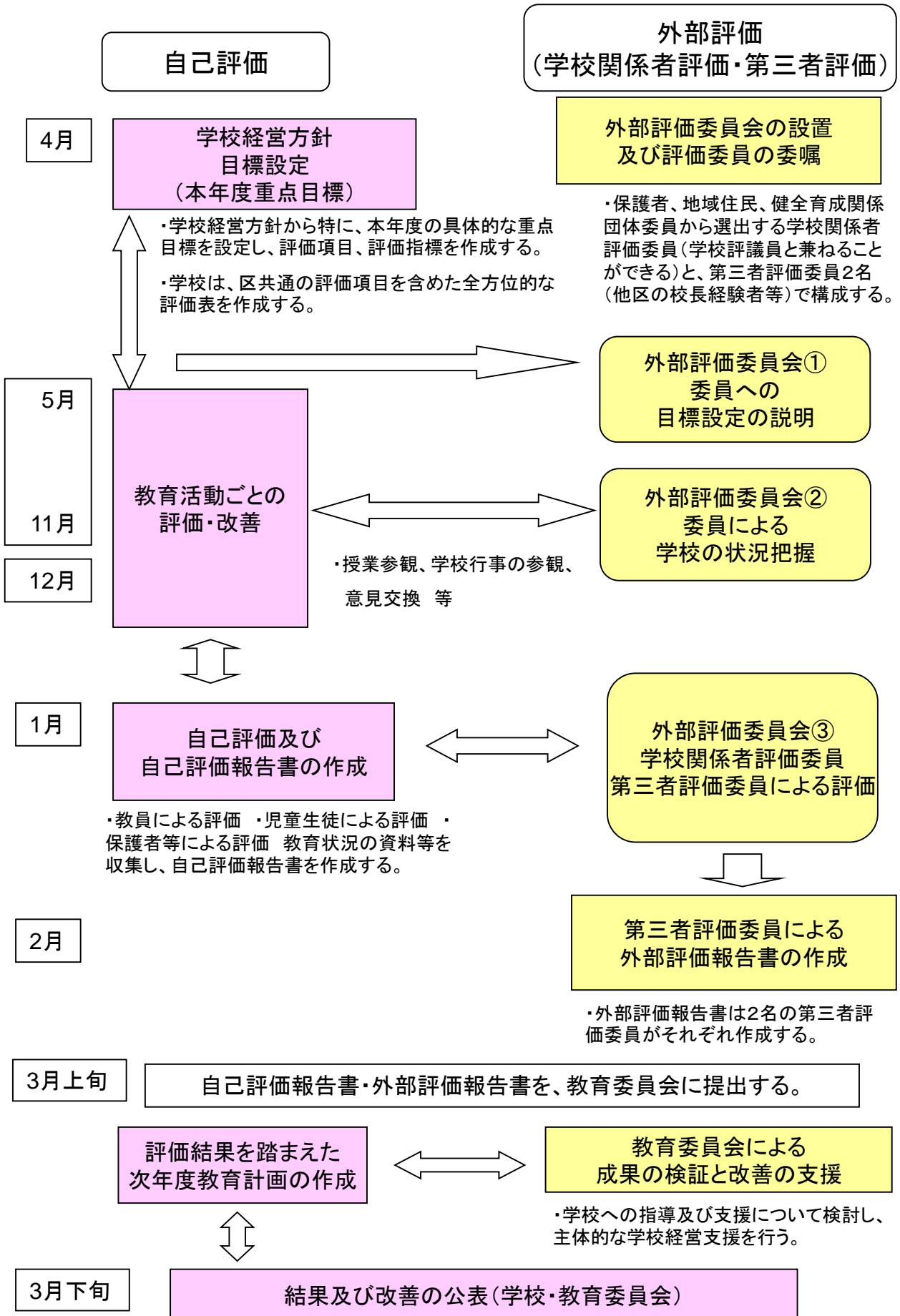
(4) 自己評価及び外部評価の結果の報告と公表

自己評価及び外部評価（学校関係者評価・第三者評価）は、その評価結果の分析だけでなく、今後の改善方法について検討し、それらを併せた報告書として取りまとめて教育委員会に提出します。各学校は、その様々な取組や努力の結果、今後の改善策について、随時、学校公開を実施したり、学校便りや各学校のホームページ等を通じて公表したりし、保護者・地域からの理解と連携を促す工夫が重要です。また、公表に当たっては、一部にのみ説明するのではなく、広く一般の保護者や地域住民等が知ることができる方法により行うことが必要です。

(5) 学校設置者による支援・改善

教育委員会は、自己評価及び外部評価（学校関係者評価、第三者評価）の報告を踏まえて、その内容をよく把握・検証した上で、学校が自律的に改善に向けて取り組むことができるよう支援や条件整備の改善に努める必要があります。さらに、その評価結果は、教育委員会の自らの取組が反映したものと深くとらえ、自らの取組についての見直しも行うことが大切です。

中央区立学校 学校評価システム



Ⅲ 評価の手順と留意点

1 自己評価

(1) 重点目標の設定

学校が、特に重点を置いて目指したいと考える成果、伸ばしたい特色、取り組むべき課題などから、3つ程度、精選された具体的かつ明確な目標を設定します。

(2) 評価項目・評価指標の設定

評価項目については、次の2点から構成します。

① 重点目標に対する評価項目

まず、目標の達成に向けた具体的な取組などを評価項目として設定します。次に、評価項目の達成状況や達成に向けた取組の状況を把握するため、必要な評価指標を具体的に設定します。評価項目・指標の設定に当たっては、網羅的になったり、詳細かつ高度に専門的な内容となったりしないよう十分に留意することが重要です。

② 全方位的な評価項目

学校が抱える課題等を把握するためには、全方位的な点検・評価も重要です。また、教育委員会の責任として、公教育の水準の維持・向上を図るためにも、継続的に全方位的な評価項目を設定し評価することは必要です。

そこで、学校評価ガイドライン〔平成22年改訂〕(文部科学省 平成22年7月)に基づき、小学校・中学校・幼稚園の共通項目を例示しました。

(3) 取組等の情報提供

目標の取組については、土曜学校公開の実施や学校便り、ホームページ等を通じて、保護者等に広く公表していくことが重要です。日ごろから学校を開かれたものとするための努力が、学校評価のよりよい活用となっていきます。

(4) 評価資料の収集と評価

評価に当たっては、様々な角度から根拠となるデータを収集・分析することが重要です。評価資料としては、次のようなものがあげられます。

- ① 法令上、作成が義務付けられている資料（指導要録、出席簿、健康診断票 等）
- ② 児童・生徒の状況に関する情報（国・都・区の学力調査の結果、児童・生徒による授業評価、挨拶や掃除、給食等、学校における生活態度、生活環境 等）
- ③ 保護者・地域住民等からの意見や要望等（保護者アンケート、地域へのアンケート、PTAからの意見要望 等）
- ④ 教職員に関する情報（研修の受講、教職員の校務分掌、教員からの意見要望 等）

(5) 自己評価報告書の作成

各学校は、自己評価の結果として、目標の達成状況及び達成のための取組状況について、まとめるとともに、それらを踏まえた今後の改善方策も併せて簡潔かつ明瞭に記述して、自己評価報告書を作成します。外部評価委員会、教育委員会への報告に当たっては、報告書とともに、全方位的な評価や保護者アンケートなどの資料を添付して提出します。

なお、報告書の作成においては、個人情報の取り扱いに十分配慮して作成していきます。

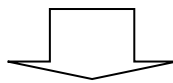
自己評価の流れ

4月

○精選された具体的かつ明確な重点目標の設定

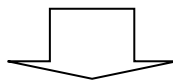
○重点目標の達成に必要な具体的な取組等を、自己評価の評価項目として設定及び達成・取組状況を把握するための評価指標の設定

○全方位的な項目及び学校独自の項目を含めた自己評価表の作成



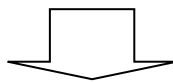
5月～11月

○重点目標を目指した具体的な取組の実施



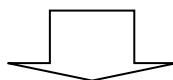
12月

○全教職員の参加による組織的な自己評価の実施
(保護者アンケート、児童・生徒アンケート、評価のための根拠データ等)



1月

○自己評価の結果及び今後の改善について、自己評価報告書にまとめる。
○自己評価報告書を外部評価委員会（学校関係者評価委員・第三者評価委員）に報告する。



3月

○自己評価報告書を教育委員会に報告する。(外部評価と併せて)
○自己評価及び今後の改善について、広く保護者に公表する。
※外部評価報告書と併せて公表する。

○今後の改善方策に基づき、次年度の重点目標の設定や具体的な取組の改善を図る。
※自己評価と外部評価（学校関係者評価・第三者評価）の結果を併せて、次年度の教育計画の作成に反映させていく。

学校重点目標 様式 (例)

平成〇〇年度 学校経営における重点目標							
中央区立〇〇学校		住所					
校長							
児童・生徒数	名	学級数	教員数	名	職員数	名	
教育目標							
重点目標 1							
評価項目：							
評価指標：							
重点目標 2							
評価項目：							
評価指標：							
重点目標 3							
評価項目：							
評価指標：							
家庭や地域への連携							

* 5月中に各学校のホームページで公表していきます。

自己評価報告書 様式 (例)

平成〇〇年度 〇〇学校 自己評価報告書				
学校名：	所在地：			
校長名：				
児童・生徒数	学級数	教員数	職員数	
1 重点目標の達成状況及び取組状況				
重点目標 1				
重点目標 2				
※ できるだけグラフ等を使用しながら、分かりやすく簡潔にまとめる。				
※ 単なるアンケートの数値をまとめるだけのものではなく、複数の根拠データを基に総合的に評価する。				
※ 達成状況は児童・生徒の変容を、取組状況は教職員の取組を中心に評価する。				
重点目標 3				
2 重点目標以外の自己評価における達成状況及び達成のための取組状況				
3 今後の改善方策				

* 3月に各学校のホームページで公表していきます。

2 外部評価（学校関係者評価・第三者評価）

（1）学校関係者及び第三者評価者による外部評価

学校関係者及び外部の専門家（第三者）による評価は、本年度の重点目標を中心に行います。全方位的な評価項目については、必ず情報提供をしていき、必要に応じて評価に活用していきます。

（2）外部評価委員会の構成

外部評価の委員は、学校に在籍する児童・生徒の保護者、地域住民や地元企業関係者、青少年健全育成関係団体関係者、接続する他段階の学校の教職員等が考えられます。

また、学校関係者評価と第三者評価の両方の性格を併せ持つ外部評価を行うため、学校運営に関する外部の専門家を加えます。

各学校では、5月までに外部の専門家を加えた外部評価委員会を設置し、評価委員を委嘱します。学校関係者評価委員は、学校評議員が兼ねることもできます。第三者評価委員は、教育委員会の人選（他区の校長経験者等）により委嘱します。

（3）目標設定の説明及び共通理解

① 学校の現状説明と重点目標の説明

各学校は、年度の初めに、外部評価委員会に、本年度の教育目標及び重点目標、重点目標に対する評価項目及び評価指標について説明します。また、教育活動、その他の学校運営の状況についても説明し、校長の経営方針、伸ばしたい特色や課題についての理解を得るようにします。

② 学校公開への参加や学校訪問等による共通理解

外部評価委員会は、評価を行うに先立ち、授業や学校行事の参観、校長など教職員や児童・生徒との対話など、学校との十分な意見交換や対話を行うことにより、学校の状況について、相互の共通理解を深めるようにすることが重要です。また、学校の諸活動の観察を行った上で、学校が作成した自己評価に基づいて評価をしていきます。

（4）学校の自己評価に基づいた外部評価（学校関係者評価・第三者評価）

外部評価委員会は、当該年度の学校が行った自己評価、特に重点目標を中心に、次の点から評価していきます。評価に当たっては、学校関係者評価委員による意見のとりまとめと、第三者評価委員による校長のヒアリングにより、十分に意見を交換しまとめていくことが重要であり、必ずしも数値化しなければならないわけではありません。

- ・自己評価の結果の内容が適切であるか。
- ・自己評価の結果を踏まえた改善・方策が適切であるか。
- ・学校の重点目標や自己評価の評価項目等が適切であるか。

（5）外部評価報告書の作成と公表

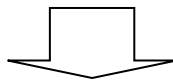
外部評価委員会は、学校が作成した自己評価報告書や資料について、学校からの説明を受けて、重点目標の達成及び達成のための取組状況を中心にして、外部評価報告書を作成します。その際、第三者評価委員は、学校から示された自己評価報告書や学校関係者評価委員の意見を踏まえて、専門的視点を加えて外部評価報告書の作成に当たります。

また、作成した外部評価報告書は、自己評価報告書とともに、教育委員会に報告し、さらに、広く保護者や地域住民等に公表していきます。学校は、評価結果を踏まえて学校運営の改善に努めるとともに、学校の説明責任と保護者の積極的な協力・参画を得る観点から、評価結果について、全体保護者会等で積極的に説明を行います。

外部評価（学校関係者評価・第三者評価）の流れ

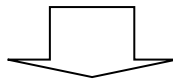
4月～5月

- 外部評価委員会を設置し、保護者を必ず含め、地域住民、青少年健全育成関係団体など、学校と直接関係のある者（学校関係者評価委員）と学校運営に関する外部の専門家（第三者評価委員）を評価者として委嘱する。
 - *学校関係者評価委員は、学校評議員が兼ねることができる。
 - *第三者評価委員は、他区の校長経験者等を2名、教育委員会が委嘱する。



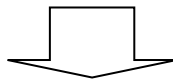
5月～6月

- 学校は、外部評価委員会に対し、重点目標や自己評価の取組、学校の現状を説明する。



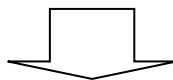
5月～12月

- 外部評価委員会は、授業や学校行事の参観、校園長など教職員や児童・生徒との対話を行い、学校との共通理解を図るようにする。



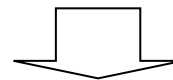
1月

- 外部評価委員会は、学校の自己評価の結果及び今後の改善について、特に重点目標を中心に評価する。



2月

- 第三者評価委員は、学校の自己評価と学校関係者委員の意見を踏まえて、外部評価報告書に取りまとめる。



3月

- 外部評価報告書を自己評価報告書とともに、教育委員会に報告する。
- 自己評価及び今後の改善と併せて外部評価を、広く保護者に公表する。

- 今後の改善方策に基づき、次年度の重点目標の設定や具体的な取組の改善を図る。
 - *自己評価と外部評価（学校関係者評価・第三者評価）の結果を併せて、次年度の教育計画の作成に反映させていく。

外部評価報告書 様式 (例)

平成〇〇年度 〇〇学校 外部評価報告書
評価委員
評価時期 平成〇〇年〇〇月
<p>1 重点目標の評価</p> <p>重点目標 1 について</p> <p>重点目標 2 について</p> <p>重点目標 3 について</p> <p>2 今後の改善に向けた意見</p> <p>3 その他の意見</p>

* 3月に各学校のホームページで公表していきます。

IV 評価結果の公表

各学校は、重点目標及び自己評価報告書および外部評価報告書を、学校だよりやホームページ等を通じて、広く公表していきます。また、今後の改善の方向性を含めて、全体保護者会等で説明します。

公表に当たっては、分かりやすい内容や適切な分量となる工夫をすること、個人情報の保護に留意すること、公表に適する内容であるか十分配慮することなど、適切な取り扱いに留意して進めることが重要です。

評価結果の公表は、成果や取組への努力をアピールし、あるいは、抱えている課題を率直に示して、理解や支援を得ることができる機会となるものです。

各年度分の重点目標及び自己評価報告書、外部評価報告書は2年間継続してホームページに載せていきます。そうすることで、学校が継続的に取り組んでいる状況を広く説明することができます。

<p>平成〇〇年度 〇〇学校 学校評価</p> <p>I 平成〇〇年度教育目標等</p> <p>1 教育目標</p> <p>2 本年度の重点目標 及び評価項目・評価指標</p> <p>3 家庭・地域との連携</p>	<p>II 自己評価</p> <p>1 重点目標 達成状況と達成のための取組状況</p>
<p>2 重点目標以外の自己評価</p> <p>3 今後の改善方策</p>	<p>III 外部評価</p> <p>1 重点目標について</p> <p>2 今後の改善方策について</p> <p>3 その他の意見</p>

* 2年間継続してホームページ上で公開することで、継続的な取組を伝えていきます。

V 教育委員会における支援及び指導

教育委員会は、自己評価報告書及び外部評価報告書による報告を受けるとともに、学校訪問や校園長からの意見聴取等により、各学校の教育活動その他の学校運営の状況を把握し、それらをもとに、学校に対する支援や条件整備の改善を行っていきます。

主な支援として人的な支援や予算措置などのほか、研修等による支援を行っていきます。